

第132条の2 各号に掲げる 方法によらず に飛行させる 理由	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下
	(理由) 結婚式を上空から撮影するため。

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(次頁に続く)

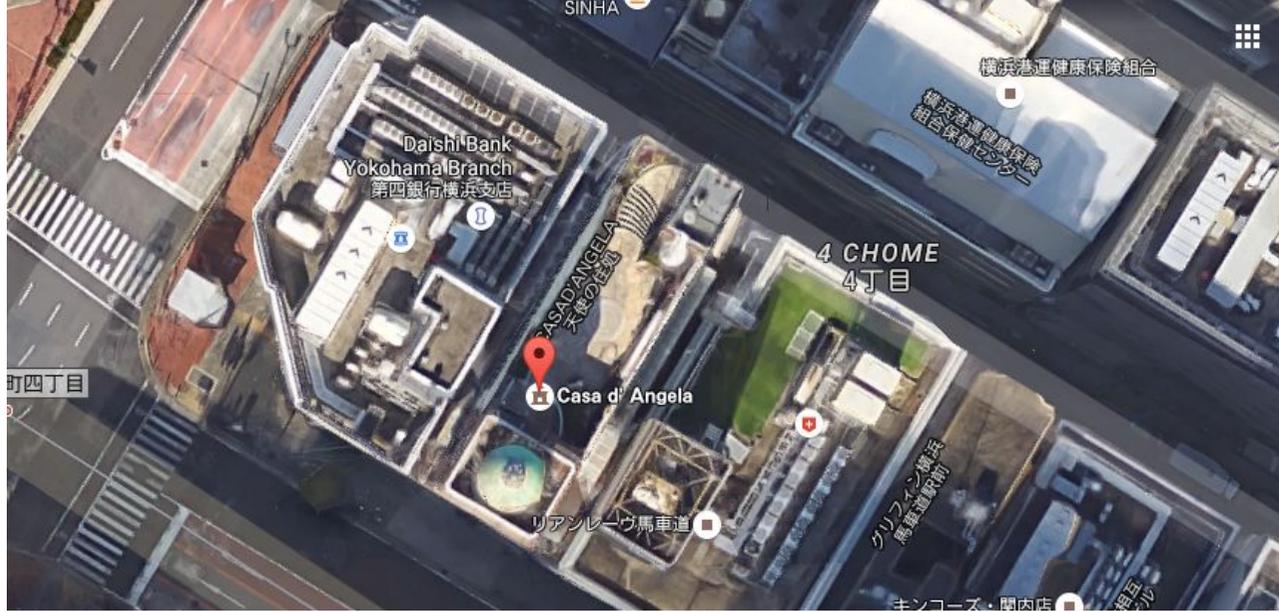
無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機及び操縦装置については別添資料2のとおり
無人航空機の機能及び性能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な基準への適合性については、別添資料3～4のとおり確認済 ・追加基準への適合性については、別添資料5のとおり
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機を飛行させようとする者の一覧は、別添資料6のとおり ・基本的な基準への適合性については、飛行マニュアルに記載した操縦訓練を実施しており、別添資料7のとおり確認済 ・追加基準への適合性については、飛行マニュアルに記載した宗純訓練を実施したうえで操作しており、過去の飛行実績又は訓練実績等は別添資料8のとおり

<p>無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項</p>	<p>航空局標準マニュアルを使用する。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>【第三者賠償責任保険への加入状況】 <input type="checkbox"/> 加入している (<input type="checkbox"/> 対人 <input type="checkbox"/> 対物) 保険会社名： 商 品 名： 補償金額： (対人) (対物) <input checked="" type="checkbox"/> 加入していない</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
<p>備 考</p>	<p>【事故発生時における緊急連絡先】 担当者名： Your Name Here 電話番号： your phone # here</p>

(参考様式)
別添資料○

飛行の経路

(広域図) YOU NEED TO GET A GOOGLE IMAGE OF WHERE YOU WILL BE FLYING



(詳細図) ANOTHER GOOGLE IMAGE FROM A DISTANCE



(参考様式)
別添資料○

無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名	DJI
	名称	PHANTOM4
	重量 (最大離陸重量)	1380 g (1.5 kg)
	製造番号等	07DDD4U 0B10309
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)	
操縦	製造者名	DJI

装置	名称	PHANTOM4 純正送信機
	仕様が分かる資料	

(様式2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名	DJI	名称	PHANTOM4
重量※	1.5 kg	製造番号等	07DDD4U 0B10309

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→3. を記載)

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	適 / 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	適 / 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	適 / 否
遠隔操作の機体	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	適 / 否 / 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	適 / 否 / 該当せず
自動操縦の	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	適 / 否 / 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	適 / 否 / 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
自動操縦の	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	適 / 否 / 該当せず

機 体	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	適 / 否 / 該当せず
--------	--	--------------

※最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

(参考様式)
別添資料○

無人航空機の運用限界等

(運用限界)

最高速度	20 m/s
最高到達高度	6000 m
電波到達距離	3.5 km
飛行可能風速	風速10 m/s 以下
最大搭載可能重量	搭載用の航空機ではないため該当なし
最大使用可能時間	28分

(飛行させる方法)

無人航空機の追加基準への適合性

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

※仮に、基準への適合性が困難な場合には、代替となる安全対策等を記載するなど、安全を損なうおそれがない理由等を記載してください。

- 人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）
- 人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）
- 催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	適合性
物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	障害物感知システムが搭載されている。進行方向をとらえる光学センサーが障害物を感知し、自動的に迂回ルートの計算を行うことで、障害物を自立回避する。システムが障害物を避けられないと判断した場合は飛行速度を落とし停止し、ホバリングする。

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	飛行させることができる無人航空機	備考
1	YOUR NAME	YOUR ADDRESS	PHANTOM4	

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者「YOUR NAME HERE」は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の4-2に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していることを確認した。

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	適 / 否 <input checked="" type="radio"/> 適	
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	適 / 否 <input checked="" type="radio"/> 適	
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目	適 / 否 <input checked="" type="radio"/> 適	
能力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	適 / 否 <input checked="" type="radio"/> 適
	遠隔操作の機体	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず <input checked="" type="radio"/> 適
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	適 / 否 / 該当せず <input checked="" type="radio"/> 適
	自動操縦の機体	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	適 / 否 / 該当せず <input checked="" type="radio"/> 適
自動操縦の機体	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	適 / 否 / 該当せず <input checked="" type="radio"/> 適	

THE DATE

飛行を監督する
責任者の所属・氏名 YOUR NAME HERE 印

※個人申請の場合には、飛行を監督する責任者の所属・氏名欄に署名するのみで差し支えない。
(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(参考様式)
別添資料○

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者： YOUR NAME HERE

総飛行時間： 12 時間

夜間飛行時間： 10 時間

目視外飛行時間： 4 時間

物件投下経験： 5 回

飛行マニュアル

1. 無人航空機の点検・整備

1-1 機体の点検・整備の方法

(1) 飛行前の点検

飛行前には、以下の点について機体の点検を行う。

- ・各機器は確実に取り付けてあるか
- ・モーターの異音がないか
- ・プロペラに傷やゆがみはないか
- ・バッテリーの充電量は十分か

(2) 飛行後の点検

- ・機体にごみ等の付着はないか
- ・ねじのゆるみはないか
- ・モーターやバッテリーの異常な発熱はないか

1-2 点検・整備の記録

1-1に定める点検・整備を行った際には、「無人航空機の点検・整備記録」（様式1）により、実施した者がその実施記録を作成し、電子データにより管理する。

1-3

2. 無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項

2-1 基本的な操縦技量の習得

以下の内容の操作が容易にできるようになるまで、10時間以上の操縦練習を実施する。

離着陸：操縦者から3m離れた位置で3mの高さまで離陸し、指定の範囲内に着陸すること。この飛行を5回連続して行うことができること。

ホバリング：操縦者の目線の高さで、一定時間、ホバリングにより半径1m以内にとどまることができること。

左右方向の移動：離陸地点から左右20m離れた着陸地点に移動し、着陸させることができること。これを5回連続して行うことができること。

前後方向の移動：離陸地点から前後20m離れた着陸地点に移動し、着陸させることができること。これを5回連続して行うことができること。

水平面内での飛行：一定の高さを維持して、複数の地点を順番に移動することができること。これを5回連続して行うことができること。

2-2 操縦技量の維持

・月に1回のペースで操縦練習を行う

2-3 無人航空機を飛行させた際には、「無人航空機の飛行記録」（様式2）によりその飛行記録を作成する。

2-4 無人航空機を飛行させるものが遵守しなければならない事項

- (1) 第三者に対する危害を防止するため、第三者から10m以内の範囲で無人航空機を飛行させない
- (2) 飛行前に、気象、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。
- (3) 5m/s以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止する。
- (4) 衝突や後方乱気流による影響等を避けるため、航空機には接近しない。
- (5) 飲酒等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができない恐れがある場合は、飛行させない。
- (6) 飛行の危険を生じる恐れがある区域の上空での飛行は行わない。
- (7) 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わない。
- (8) 物件のつり下げまたは曳航は行わない。
- (9) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書にしたがい、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成する。
- (10) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録し、電子的に管理する。
 - ・飛行年月日
 - ・飛行者
 - ・無人航空機の名称
 - ・飛行の概要(目的及び内容)
 - ・離陸場所及び離陸時刻
 - ・着陸場所及び着陸時刻
 - ・飛行時間
 - ・無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項
- (11) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課又は空港事務所まで報告する。
 - ・無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
 - ・無人航空機を飛行させた者の氏名
 - ・事故等の発生した日時及び場所
 - ・無人航空機の名称
 - ・無人航空機の事故等の概要
 - ・その他参考となる事項
- (12) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行する。

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- ・ 場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者から10m以内の範囲では飛行させない。
- ・ 風速5m/s以上の状態では飛行させない。
- ・ 雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。
- ・ 飛行させる際には、監視員を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。
- ・ 監視員は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。
- ・ 監視員は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。

3-2 非常時の連絡体制

- ・ 非常時には、以下のとおり関係機関に連絡する。

垂水警察署 078-781-0110

垂水消防署 078-786-0119

国土交通省航空局安全部運航安全課 03-5253-8111（内線：50157, 50158）

大阪空港事務所 官執時間内 06-6843-1127

(様式1) 無人航空機の点検・整備記録

(参考様式)

(点検機体名：)

点検日	点検者	点検内容		交換部品等	
		点検項目	点検結果		
		モーター	外観		
			異音の有無		
			回転の状態		
		プロペラ	外観		
			損傷		
			曲がり		
		フレーム	外観		
			損傷		
			ネジのゆるみ		
		電気系統	コネクタの状態		
			ケーブルの状態		
		送信機	外観		
			スティックの状態		
(特記事項)					

